

春日部市消防本部AEDトレーナー貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、消防本部に配置したAEDトレーナーの貸出しに関し必要な事項を定めることにより、市民の救命に関する知識、技術の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) AEDトレーナー 訓練用自動体外式除細動器及び心肺蘇生訓練用人形をいう。

(2) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

(貸出用AEDトレーナーの配置)

第3条 貸出しを行うAEDトレーナーは、春日部市消防本部警防課（以下「警防課」という。）に配置する。

(貸出対象)

第4条 AEDトレーナーは、次の各号のいずれかに該当するときに貸出しを行うものとする。

(1) 市民が行う救命に関する研修会（原則として市内で開催される10名以上が参加する研修会とする。）において使用するとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、消防長が必要と認めたとき。

(貸出要件)

第5条 AEDトレーナーの貸出しに当たっては、消防機関等が実施する救命講習会修了者又は医師、看護師等が前条に規定する研修会等に常駐しなければならない。

(貸出申込み)

第6条 AEDトレーナーの貸出しを受けようとする者（以下「申込者」という。）は、貸出しを受けようとする日の3ヶ月前から1週間前までに、AEDトレーナー貸出申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に救命講習修了証等の写しを添えて、消防長に提出しなければならない。

(貸出の決定)

第7条 消防長は、申込書が提出された場合は、これを審査し、適当と認められるときは、AEDトレーナー貸出証（様式第2号）を当該申込者に交付するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、貸出条件を付することができる。

2 前項の規定によりAEDトレーナーの貸出しの承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、原則として警防課において、AEDトレーナーの引渡しを受けるものとする。

(貸出期間)

第8条 AEDトレーナーの貸出期間は、第4条に規定する研修会等が行われる期間とし、貸出日を含め最長7日以内とする。ただし、消防長が特別な理由があると認めるときは、期間を延長することができる。

(貸出中の管理)

第9条 使用者は、AEDトレーナーを常に良好な状態で保管することに努め、AEDトレーナー貸出証の留意事項を遵守しなければならない。

2 使用者は、AEDトレーナーを目的以外に使用し、又は他に転貸し、譲渡し、若しくは担保に供してはならない。

3 消防長は、使用者が前2項の規定に違反したときは、貸出しの承認を取り消すものとする。

4 消防長は、前項の規定により貸出しの承認を取り消した場合は、AEDトレーナー貸出承認取消通知書(様式第3号)により使用者に通知するものとする。

(費用)

第10条 AEDトレーナーの貸出費用は、無償とする。

(事故報告)

第11条 使用者は、AEDトレーナーを紛失し、又は破損等をさせた場合には、AEDトレーナー事故報告書(様式第4号)に必要事項を記載し、消防長に提出しなければならない。

(損害賠償)

第12条 故意又は過失によりAEDトレーナーを紛失し、又は破損等させた者は、現物又は相当と認める額をもって賠償しなければならない。

(返却)

第13条 使用者は、AEDトレーナーの借用が終了した場合又は借用の必要が無くなった場合は、速やかに返却しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、市長決裁のあった日から施行する。

(春日部市消防本部AEDトレーナー貸出要綱の廃止)

2 春日部市消防本部AEDトレーナー貸出要綱(平成24年4月25日制定。以下「旧要

綱」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の日前に、旧要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。